進路だより

はんりっさかい おかこうぎょうこうとうがっこう ていじせいそうごうがっか 県立 向 の岡工 業高等学校 定時制総合学科 がくしゅうしえん れいわ ねん がっ にちはっこう だい ごう 学 習 支援グループ令和 3 年 2 月26日発行(第186号)

【全年次】

アルバイトの辞め方

Classroom でも配信しています。



(1) いつまでに「辞める」と言えばよいのでしょうか。

法律上は「2週間前までに退職の意思を伝えればよい」(民法627条1項)ということになっています。しかし、勤務先の就業規則で「1か月前までに」と決まっている場合には、その規則に合理性が認められれば、こちらが優先されることになります。つまり、勤務先によって「いつまでに"辞める"といえば良いのか」というのは答えが変わってくるわけです。

(2) 辞める時には有給休暇を使い切ろう!

ある程度の期間働いていると「有給休暇」があるはずです。退職するまでの期間を 計算し、残った有給休暇を"消化"することにより労働者としての権利を行使しましょ う。また、アルバイト先の責任者に「アルバイトだから有給休暇は無いよ」等と言われ ることがあるようです。その際には、有給休暇が付与されていない理由を示してもらい ましょう。有給休暇付与日数の早見表を次に示します。

ずきゅうきゅうか ふ よ にっすうはやみひょう しょていろうどうじかん しゅう あ 有給休暇の付与日数早見表(所定労働時間が 週 当たり 30時間未満の場合)

週所定	1年間の所定	雇い入れ日から起算した継続勤務期間(単位:年)						
労働日数	労働日数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	169日∼216日	7	8	9	10	12	13	15
3⊟	121⊟~168⊟	5	6	6	8	9	10	11
2日	73日~120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48日∼72日	1	2	2	2	3	3	3

(3) 過去にあったトラブル

「進学も考えたけれども、お金がないからとりあえず卒業後はフリーターになる」そ

のように考えていたAさん。もちろん勤務先にも事情は伝えてあり、4月からの勤務もフルタイムに近い状態でアルバイトができるものと信じていました。

しかし、3月になって4月のシフト表が配られてビックリしました。なんと、週当たり25時間程度しかシフトが入っていなかったのです。責任者に確認をすると、「本部から"新人のBさんもアルバイトでよろしく"といわれて、シフトに空きが出てしまった」と説明を受けました。納得のいかなかったAさんは、すぐに学校にこのことを看が、。進学の夢もありましたが、「就職したい」という気持ちの方が高まり、生活を確実に守る為にも学校斡旋による就職活動を卒業する3月から急遽始めることになりました。

時間こそ掛かりましたが、Aさんは無事にアルバイト先を退職し、希望する職種に しまずるは、本語ではないない。 就職することができました。ここで大切なのはAさんが自分一人で抱え込まず、すぐ に学校に相談したことです。皆さんも何か困りごとがあったら「こんなことで相談して も良いのかな?」などと考えず、すぐに相談することが大切です。

(4) 職業選択の自由

いま働いている職場を辞めたいと考えて、退職の意思を示した際に、「辞めるなら 代わりの人を見つけてきなさい」「自分勝手なことは許さない」と言いがかりをつけ て、なかなかアルバイトを辞めさせてもらえないケースがよくあるようです。

これは、日本国憲法第22条で定められている「職業選択の自由」に抵触する恐れのある重大な問題です。そのような場合には自分一人で抱え込まず、家族や学校の教員、労働問題を取り扱っている窓口に相談することをお勧めします。

画像等引用: mynavi, domonet